

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

かりゆしの郷 重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業者名	有限会社 やまびこ
代表者	氏家 延子
所在地	奈良県北葛城郡上牧町下牧1丁目2-25
グループ全体	訪問介護：1カ所 ・ 居宅介護支援：1カ所 訪問看護ステーション：1カ所 デイサービスセンター：1カ所・グループホーム：1カ所
電話番号	0745-32-6825
FAX番号	0745-32-6827
事業者理念	・ 私たちは人間の尊厳にかけて、自立支援の為、質の高いサービスをモットーとします。 ・ 私たちは働くことを通して謙虚に学びあい、生きがいの持てる会社になります。 ・ 私たちは専門職としての力量を高め、福祉や地域の方々と連携を深め、豊かに暮らせる環境作りを支援します。 ・ 私たちは、何でも話し合える場を作り、常に知識・技術を習得し、より良いサービスを提供します。

2. 事業所の概要

事業所名	かりゆしの郷
所在地	奈良県北葛城郡上牧町下牧1丁目980-6
責任者	村井 牧子
電話番号	0745-43-5625 (24時間対応)
FAX番号	0745-32-6827
開設年月日	平成22年 9月29日
提供サービスの種類・内容・目的等	1. 指定認知症対応型共同生活介護 要介護1から5までに認定された認知症の入居者に対して、事業所内の共同生活住居（以下「ユニット」といいます。）において、家庭的な環境と地域の方々との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活の世話及び機能訓練を行う事により、入居者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにします。 2. 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 要支援2に認定された認知症の入居者に対して、可能な限り事業所内の共同生活住居において、家庭的な環境と地域の方々との交流の下で入浴・排泄・食事等の援助、その他の日常生活の支援及び機能訓練を行うことにより、入居者の心身機能の維持回復をはかり、もって入居者の生活機能の維持又は向上を目指します。 *当事業所においては、上記のサービスが一体的に提供されます。
事業所の種類	(介護予防) 認知症対応型共同生活介護 上牧町指定 事業所番号 2993100029
運営方針	1. かりゆしの郷は、以下のとおり、入居者の要支援状態区分及び要介護状態区分に応じて、入居者お一人おひとりに適した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」といいます。）を作成し、サービスを提供することとします。

	①事業者は介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮します。 ②共同生活におけるサービス従事者は、(介護予防)認知症対応型共同生活介護(以下「サービス」といいます。)の提供に当たっては、親切丁寧を旨とし入居者又は入居者代理人に対し、サービスの提供方法について理解しやすいように説明を行います。 ③事業者は、入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、入居者の心身の状態を踏まえ適切に援助します。 2. 事業者は、入居者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送れることができるよう配慮します。 3. 事業者自ら提供するサービスの質の評価を行い常にその改善を図ります。 4. ご家族や地域の方々との連携または協力体制の充実をはかるためこれらの方々とも好ましい関係を築くとともに、皆にとって有用な存在となるよう努めます。 5. 高齢者虐待に関する理解及び高齢者虐待を防止する観点から介護スタッフを支援することの重要性に関する理解を深め、高齢者虐待の防止及び介護スタッフの支援に努めるとともに、高齢者の権利が侵害されたり、生命や健康、生活が損なわれることのないよう努めます。		
運 営 理 念	『尊重』『安心』『満足』 入居されている方ひとり一人の個性を理解し尊重して、このホームで暮らし続ける限り安心して、その方らしい生活ができるようサポートします。		
共同生活住居数	2ユニット(1階・2階)	利用定員	18名(各ユニット9名)
日中のサービス提供時間	6:00～21:00(21:00以降、翌日6:00までの時間帯は夜間及び深夜の時間帯とします)		
交通の便	最寄り駅 / 電車:王寺駅 ・ バス:桜ヶ丘3丁目		
防犯災害設備 避難設備等	非常通報装置一式	スプリンクラー 設置状況	済(平成22年竣工時)
防火管理者	山中 健司		
損害賠償責任保険加入先保険会社	東京海上日動火災保険株式会社		

3. ユニットの概要

	ユニット1 (1階)	ユニット2 (2階)
責 任 者	村井 牧子	村井 牧子
居 室 数	9 室	9 室
居 室 面 積	9.91㎡	9.91㎡

4. 職員の勤務体制

日中のサービス提供時間の体制	入居者の数が3又はその端数を増す毎に1名の介護スタッフが従事します。(3:1介護 ^{注1})
夜 間 及 び 深 夜 の 体 制	1ユニット毎に介護スタッフ1名を夜勤者として配置 ^{注2}

*注1 「3:1介護」とは、1ユニット(入居者9名)につき、常時3名の介護者が居る状態をさすのではなく、日中のサービス提供時間帯に勤務する介護スタッフが1日に勤務する時間(8時間)を基準にしたとき、日中のサービス提供時間帯に勤務する介護スタッフの延べ勤務時間数が、介護スタッフ3名分の延べ勤務時間数(8時間×3名分=24時間)以上となっている状態をいいます。

*注2 夜間及び深夜の時間帯(21:00～翌日6:00まで)に、夜勤者1名のほかに、介護スタッフ等が配置される場合、「夜間支援体制加算」が算定される場合があります。

5. 勤務時間

	日 勤 帯			夜 勤
	早 出	日 勤	遅 出	
時 間 帯	8:00 ～ 17:00	9:00 ～ 18:00	10:00 ～ 19:00	17:00 ～ 10:00

6. 職員体制（令和6年4月末現在）

管理者 1名

計画作成担当者 1名

看護師 2名（兼務）

介護職員 16名

7. 医療連携体制（令和6年2月現在）

当事業所は、看護師を配置し週に2回以上の出勤及び24時間オンコール対応にて、入居者の健康管理及び必要な処置など適宜対応できる体制をとっております。又、協力医療機関の医師による2週間に1回の訪問診療、協力歯科医療機関の歯科医師による訪問診療を受けることもできます。

8. 協力医療機関等

<協力医療機関>

1	名 称	はえの医院
	所 在 地	奈良県北葛城郡河合町星和台2丁目1番13号
	連 絡 先	0745-34-0067
	診 療 科 目	内科・外科・肛門科・リハビリテーション科
2	名 称	医療法人友絃会 奈良友絃会病院
	所 在 地	奈良県北葛城郡上牧町服部台5丁目2番1号
	連 絡 先	0745-78-3588
	診 療 科 目	歯科・小児歯科・口腔外科・内科・外科・整形外科・脳神経外科・泌尿器科・小児科・耳鼻咽喉科・眼科・理学療法科

<協力歯科医療機関>

1	名 称	よしむらファミリー訪問歯科
	所 在 地	香芝市真美ヶ丘1丁目5番11号
	連 絡 先	0745-78-8070
	診 療 科 目	歯科

9. 介護計画

事業者は計画作成担当者に入居者の心身の状況、日常生活全般の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ他の介護スタッフと協議の上、援助又はサービスの目標、当該目標を達成するための具体的サービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護計画を作成させます。作成された介護計画は、その後の実施状況及び入居者の容態の変化等の把握を行い、必要に応じて変更することとします。

- (1) 介護計画の作成にあたっては、主治医または主治の歯科医師からの情報伝達や計画作成担当者が開催するサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、入居者の状況を把握・分析し、サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにする必要がある他、介護計画の内容に

ついて、入居者又は入居者代理人に対して説明し、文書により入居者の同意を得ることが必要となるので、入居者及び入居者代理人のご協力をお願いいたします。

(2) 介護計画を作成した際には、当該計画を入居者に交付することとします。

10. サービス提供の記録

事業者は、入居者のサービス提供に関する介護記録等（以下「介護記録」といいます。）を作成しその開始の日から5年間保存します。また、入居者及び入居者代理人は面会時間内に、入居者に関する介護記録を閲覧することができる他、その写しの交付を受けることができます。（その際、コピー代等の実費をお支払いいただきます。）

11. 通院介助及び入院時の対応について

事業者は、入居者が通院する際には、ご家族にて対応をお願いいたします。ご家族等が自身での通院が困難な場合には、介護タクシー等の利用での対応をお願いします。ただし、緊急時の受診時などのご家族が通院介助を行うことが困難な場合には、事業者又は当事業所の介護スタッフが代わって行うこととします。また、入院時には手続き等のため必ず入居者代理人（ご家族）に付添いをお願いします。

12. 要介護認定又は要支援認定の申請に係る支援

事業者は、要介護認定又は要支援認定の更新の申請が遅くとも入居者が受けている要介護認定又は要支援認定の有効期間が終了する日の30日前迄には行われるよう、必要な援助を行います。

13. 介護サービス料金

事業所において提供される介護サービスに係る料金（以下、この項において「介護サービス料金」といいます。）は、地域密着型（介護予防）サービスに要する費用の額に関する基準（厚生労働省告示）に基づき算出されます。このうち、介護保険の給付で賄われない部分（上記基準に基づき算出された金額（介護保険負担割合証に記載されている負担割合））を、入居者の自己負担分として、お支払いいただくことになります。なお介護サービス料金については、介護報酬改定が行われる度に変更になるため、別紙にてその詳細を説明させていただきます。

(1) 介護保険料に滞納があった場合、その未納期間により、自己負担分（介護保険の給付で賄われない部分）が3割に引き上げられる場合があるほか、介護サービス料金のお支払い方法が償還払い（一旦、介護サービス料金を全額自己負担していただき、その後介護保険負担割合証の負担割合相当分の払戻しを受ける方法（以下同じ、））に変更になる場合や、払い戻される金額の一部又は全部が一時的に差し止められる場合があります。

(2) 事業者は償還払いにより介護サービス料金の支払いを受けた場合、提供した介護サービスの内容、費用の額その他入居者が払戻しを受けるために必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を交付いたします。

14. その他の料金

入居時：敷金	利 用 料 金		
	項 目	月 額	日 額
なし	居 室 利 用 料	40,000円	1,300円

有限会社やまびこ

グループホームかりゆしの郷 重要事項説明書

	管理費（光熱水費等）	33,000円	1,100円
	食 事 費	43,500円	1,450円

<利用料金について>

- （１）上表中入居者から支払いを受ける金額が日額で定められている費用は、月の日数を３０日として当該日額に３０を乗じた金額を月額（目安）として表示しています。
- （２）管理費の内訳は、建物・設備の維持管理費、修繕費、光熱水費等が含まれます。
- （３）食材費には、食材費、調味料代、おやつ費、珈琲・お茶等の飲料代等が含まれます。また、日額での提示はありますが、外出等によりお召し上がりにならない場合は、１食からでも引かせていただきます。（但し、７日前までに申出が必要となります。）入院時も委託業者のため、入院後７日間は料金が発生いたします。
- （４）標記利用料以外にも、入居者の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えばおむつ等の個人使用の衛生用品や、歯ブラシ・衣類・化粧品等の日用品）であって、入居者の希望に基づき事業者又は事業所が提供するものにかかる費用や、理美容代その他入居者の嗜好品の購入等にかかる費用（いずれも実費）については、入居者の自己負担となります。
- （５）要介護認定にかかる更新申請その他入居者に対する社会生活上の便宜の提供にかかる支援を行うに際して費用が発生した場合、交通費等の実費をお支払いいただくことがあります。
- （６）支払いに関しては、全ての項目において後払い（当月分を翌月払い）となります。
- （７）月途中に入居又は退居された場合の居室利用料・管理費（光熱水費込み）・食材費については日割りで計算します。
- （８）入院等で外泊された場合、居室使用料のみお支払いいただきます。
- （９）利用料金等の改定については、理由を付して事前に連絡するものとします。
- （１０）介護サービス料金及びその他の料金について介護給付費体系や物価等の変更があった場合、事業者は当該サービスの料金を変更することが出来ます。ただし、変更を行う日の１ヶ月前までに説明をした上で、当該サービスにかかる料金を相当な額に変更するものとします。なお、入居者はこの変更に同意することが出来ない場合には、契約を解除することができるものとします。

15. お支払い方法

利用料金の請求は毎月末締めとし、翌月１０日までに請求書を送付しますので下記項目のいずれかの支払い方法を選択し月末までにお支払いください。

- （１）金融機関の引き落とし
- （２）金融機関での口座振込（手数料は入居者又は入居者代理人の負担とします）

なお事業者は、入居者から利用料等のお支払いを受けたときは、領収証を発行いたします。

16. 入居に当たっての留意事項

利用条件	1. 当事業所を利用できる入居者は、次の各号に適合する方とします。 ①要介護状態区分が要介護1～5までのいずれかに該当し、または要介護状態区分が要支援2に該当していること。 ②認知症である者であること。ただし、入居者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある方は除きます。 ③少人数による共同生活を営むことに支障（自傷他害）がないこと。 ④本書に記載されている事項に同意していること。 2. 事業者は入居希望者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、入居者として受け入れることを保留又はお断りすることができることとします。 ①入院治療を要する状態である場合、又は医療行為依存度が高い場合 ②「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められた感染症に罹患している、又はその疑いがある場合 ③生活環境や人間関係の変化に伴ってもたらされる精神的影響に配慮する観点から事業所の入居者として受け入れることを保留又はお断りすべきことが適当であると考えられる場合 ④入居者が事業所に入居することについてご家族間に意見の対立がある場合 ⑤ご家族等の間に争いがあり、事業所入居後の入居者の生活や事業所の運営に支障がもたらされることが懸念される場合 ⑥その他、事業所の現下の状況では、入居者を受け入れることが困難視されるような特別な事情又は合理的な理由があると認められる場合
身元引受人	1. 事業者は、入居者に対して身元引受人を定めることを求めることができます。但し身元引受人を定めることのできない相応の理由がある場合は、その限りではありません。 2. 身元引受人は、入居者が「(介護予防) 認知症対応型共同生活介護利用契約」(以下「入居契約」といいます。)に基づく義務を履行することができるよう支援を行うこととします。 3. 事業者が入居契約に基づく義務を履行するにあたり入居者の判断能力が十分でない、又はこれを欠く状況にあると判断される場合において、入居者の生活・療養看護及び財産の管理に関する事務を行うことを入居者代理人に依頼したときは、入居者代理人は入居者の意思を尊重し、かつその心身の状態及び生活の状況に配慮し当該入居者の生活・療養看護及び財産管理に関する事務を行うこととします。

17. 利用に当たっての留意事項

外出 外泊	1. 入居者代理人より事前に連絡をいただければ、原則自由です。 2. ただし、外出外泊予定日の7日前までに、事業所宛に届を提出していただきます。(突然の場合食事キャンセルができない場合があります、その場合欠食の扱いができませんのでご了承下さい) 現在、外泊は月1回1泊までとしております。
面会	1. 面会時間は、10:00～15:00までとなっております。 2. 来訪されました際は、事業所職員にお声掛けいただくとともに、面会簿に必要事項をご記入いただきますようお願いいたします。 3. 防犯上正面玄関に施錠がされている場合もありますが、玄関横のインターフォンでお呼びください。(年末年始も同様です)
貴重品	通帳、印鑑、貴重品等の居室内への持込みはお断りしております。
散歩・買物	認知症介護の一環として、職員同伴の上、散歩・買物・食事に行く場合があります。
喫煙	事業所内は禁煙となっております。
飲酒	1. 基本的にはお断りしております。 2. 飲酒に関して相応の理由がある場合は、入居者及び入居者代理人と事業者及び事業所の協議にて決定させていただきます。

そ の 他	1. 入居者が、次の項目のいずれかに該当することとなった場合、退居していただくこととなります。 ①要介護認定または要支援認定の更新において、自立（事業対象者を含む）または要支援1と認定され、当該認定が確定した場合 ②要介護認定及び要支援認定が取り消された場合 ③お亡くなりになった場合 ④入居者が入居契約を解約する旨を届け出た場合 ⑤事業者が入居契約を解約する旨を通告した場合 2. なお、事業者が入居契約を解約できるのは次の項目の一つに該当することとなった場合とします。但し、①及び②以外に該当することとなった場合、事業者は入居契約を解約するにあたり適切な予告期間をおくものとします。 ①入居者が、事業所において少人数による共同生活を営むにおいて、伝染性疾患や自傷他害等により他の入居者の生活又は健康に重大な影響を及ぼすおそれがある等、著しい支障が認められる状況となったことにより、事業所での生活を継続することができなくなったとき。 ②入居者が医療機関に連続して3ヶ月以上入院する等により、事業所において生活することができておらず、かつ事業所における生活を再開できる見込が立たないとき。 ③入居契約に基づく金銭債務の中に、履行期限を2ヶ月以上経過しても履行されないものがあることから、入居者（連帯保証人が定められている場合には当該連帯保証人）に対し、相当期間を定めて当該金銭債務の履行を催告したにもかかわらず、当該相当期間内に当該金銭債務が履行されず、その後も履行される見込みが立たないとき。 ④入居契約に基づく金銭債務の中に、履行期間を2ヶ月以上経過しても履行されないものがあり、事業者との間で、当該履行されない金銭債務について、これを分割して履行する旨の契約が締結されたにもかかわらず、当該契約に定められた期限の利益喪失事由に該当する事由が生じたとき。 ⑤入居者の療養看護及び財産管理について、ご家族間で意見の対立があったことから、ご家族に協議を求めたにもかかわらず、相当期間経過後もご家族間で協議が整わなかったとき。 ⑥ご家族間に争いがあり、事業所における入居者の生活や事業所の運営に著しい支障がもたらされたことから、ご家族に善処を求めたにもかかわらず、相当期間経過後も善処されなかったとき。 ⑦その他、入居者の医療行為依存度が著しく高まったことから、事業所においては生活が困難、又は天災や災害等により、施設・設備の故障が起こり事業所の利用が困難となる等、事業所において介護サービスの提供を受けることができない特別な事情または、合理的な理由が存在することとなったとき。 * 事業者は入居者が退居される際は、その入居者及び入居者代理人等の希望を踏まえ、入居者が退居後置かれることになる環境等を勘案し円滑な退居の為援助いたします。 * 事業者は、入居者が退去するにあたり、その入居者または入居者代理人に対し適切な指導を行わせていただくとともに、居宅介護支援事業者等又は介護予防支援事業者等への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 * 入居者が使用されていた居室の経年変化及び通常の使用による損耗等の復旧にかかる費用については、入居者にご負担いただくことはありませんが、入居者の故意もしくは過失により、又は入居者が要介護状態もしくは要支援状態にあることから、通常の使用とは異なる使用により生じたものと合理的に推認される損耗等の復旧にかかる費用については、入居者にご負担とさせていただきます。また、入居者の財産（残置財産）を処分することが必要になった場合、入居者の費用負担により、処分させていただきます。
--------------	--

18. 衛生管理

事業者は、入居者が使用する施設・食器・その他の設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じます。また事業所では、事故や感染症に対するマニュアルを備え置き、感染症が発生し、または蔓延しないよう努めております。

19. 急変・救急時の対応

入居者の容態に急変、または状態に著しい悪化がみられ、医師の医学的判断もしくは技術又は医療従事者の関与が必要と判断される場合には、救急搬送を要請するほか、協力医療機関等と連絡を取ることで、入居者が必要な処置を受けることができるように対応するとともに、ご家族等に速やかに連絡します。また事業所では、緊急連絡体制を整えるとともに、「救急対応マニュアル」を備えております。

20. 災害発生時の対応

(1) 事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、業務継続計画（BCP）を作成し研修及び訓練を行います。また、関係機関と連絡を密にし、非常災害時には必要な措置を講じます。

(2) 事業所内で火災が発生した場合、初期消火に努めるとともに事業所職員及び近隣住民の協力や消防隊の出動を要請することにより、入居者の避難・誘導、早期鎮火・延焼防止に努めます。

又、火災や地震等により入居者が被災・負傷した場合には、事業所職員のみならず、事業者職員や近隣住民・救急隊等の協力を得て、被災・負傷した入居者の救出・救助に努めます。

当事業所では防火管理者を置くとともに、年に2回、消防計画に基づく消防訓練（消火・通報・避難・誘導訓練等（うち1回は夜間想定）を、年に1回、災害を想定した事業者全体での訓練を実施しています。また、「防災自主点検票」に基づく点検を日々実施し、事業所内で火事が発生することのないよう日常的に留意するとともに、2～3日分の非常食を備蓄しております。

21. 感染症の予防及びまん延防止のための対策

事業所内の衛生管理、介護ケアにかかる感染対策を行い、感染症の予防に努めます。感染症の発生、その再発を防止するために感染症対策委員会を設置し、その結果について従業者へ周知します。ほか、指針の整備、研修および訓練を実施します。また、新たな感染症発生時に対しては、業務継続計画（BCP）に基づいて対応します。

22. 事業所内での事故について

事業所でサービス提供する介護スタッフの人数は、各ユニットで生活されている入居者（定員9名）に対し、日中は2～3名、夜間及び深夜については1名の配置となっております。そのため介護スタッフは日々細心の注意を払って見守り等を行っていますが、入居者お一人おひとりに常時付き添って見守り等を行うことが困難なことから、以下のような事故を未然に防ぐことができない場合（リスク）もあります。

- (1) ベッドや椅子からの転倒・転落による怪我や骨折
- (2) 飲食物の誤食・誤飲・誤嚥または窒息
- (3) お一人様での外出による行方不明

またグループホームでは、少人数とはいえ共同生活の場であることから、一般的な風邪のみならずインフルエンザやノロウイルス、疥癬等といった感染症が広がる可能性があるほか、入居者同士の言

有限会社やまびこ

グループホームかりゆしの郷 重要事項説明書

い争いが喧嘩に発展し、そうした喧嘩が原因で、入居者が怪我をするといったこともあります。

事業所内で事故が発生し、入居者の身に危害が及んだ場合には、入居者代理人に速やかに連絡する他、必要に応じて主治医、協力医療機関に対して速やかに連絡する等、適時適切に対応していきます。また、市町村に対し、事故の状況及び事故に際してとった措置について報告いたしますので、ご理解くださるようお願いいたします。

- ①事業者では、事故の状況及び事故に際してとった措置について記録するほか、事故防止・抑止を目的とした会議を行いその内容を全職員に周知徹底する等、事故の未然防止・抑止に努めます。
- ②事業者では、損害賠償責任保険に加入しています。しかしながらこの保険は、事業者側に過失が認められる場合に限り保険金が支払われるものであるため、事業所内で発生した事故に起因する全ての損害に対して保険金が支払われるという訳ではありません。又、入居者に故意又は過失がある場合、損害賠償責任額が減額あるいは免責されることもあります。
- ③入居者が病院等医療機関へ入院された場合、入院費用は入居者の自己負担となるのみならず、入院期間中、入居者の居室を確保する関係上、別途居室使用料等も発生します。

23. 虐待防止のための措置

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置

虐待防止に関する責任者	施設長 村井 牧子
-------------	-----------

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

24. 身体拘束について

- (1) 事業所においては、原則として身体拘束は行いません。又、入居者の転倒、転落、ずり落ち、あるいは入居者同士の事故防止につきましても、可能な限り、身体拘束以外の方法により対処するように配慮いたします。なお、事業所において緊急やむを得ず身体拘束を行う際は、事前に拘束されることとなる入居者又は入居者代理人等にその旨を説明し、同意を得るとともに、身体拘束が開始された後は、その対応及び時間その際の入居者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録し、拘束されることとなる入居者が不適切な扱いにより権利を侵害される状態や、生命、生活が損なわれる状態におかれることのない介護方法の模索を計画的に進めます。
- (2) 事業者は身体拘束廃止委員会を設置し、身体拘束に関するマニュアルを整備するとともに、定期的に身体拘束に関する研修を行い、全職員に周知徹底しています。

25. 個人情報の取扱いについて

事業所が、入居者に対し、良質かつ適切なサービスを提供するためには、様々な個人情報を収集・使用することが必要である一方、そうした良質かつ適切なサービスが提供されることを期待して個人情報を提供して頂いている入居者及び入居者代理人の期待に応えなければならないといった側面もあります。事業所の介護スタッフ等（退職した介護スタッフ等を含みます。）は、入居者の尊厳を保持す

るとともに、その人格を尊重する見地から、業務上知り得た入居者に関する個人情報等（秘匿されないことにより、入居者及び入居者代理人等が直接的または間接的に不利益を被ることが想定されるような非開示または未公表の情報、及び法令又は社会通念上保護すべきことが求められる個人情報またはプライバシー等をいいます。（以下同じ。））を、正当な理由がなく第三者に提供、又は漏らさないようにします。又、入居者のご家族等入居者以外の方に関する個人情報についても、入居者本人に関する個人情報等と同様、厳重かつ適切に管理します。

事業者では、利用契約書の中に、個人情報等の保持に関する条項を盛り込んでいます。又、入居者及び入居者代理人等の個人情報を使用するにあたっては、予め「個人情報使用同意書」を交すほか、個人情報の厳重かつ適切な管理が行われるよう、「個人情報の取扱いに関する規則」を定めた上、監督及び指示命令を適時適切に行っています。

26. 自己評価および外部評価

事業者は、事業所において提供されるサービスの質の評価（自己評価）を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を利用者家族へ告知します。

27. 運営推進会議

事業者は入居者、入居者代理人、地域住民の代表、事業所が所在する市町村の職員、又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」といいます。）を設置し、概ね2ヶ月に1回、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けています。事業所では、運営推進会議に報告した事項、評価、要望、助言等についての議事録を作成するとともに、当該記録を公表しております。

28. 苦情相談窓口

苦情等については、事業所の相談窓口（以下の「かりゆしの郷苦情相談窓口」）に直接お申し出いただくことができる他、これらの方法によることが躊躇される場合、あるいは、直接事業者へ苦情等を申し出ることを希望される場合には、事業者の相談窓口（以下の「やまびこ苦情相談窓口」）へお申し出いただくこともできます（匿名も可能です）。いずれの場合も、苦情等の内容を検討あるいは対応を協議するに際しては、お申し出いただいた方のご要望等に配慮し、慎重にお取扱いいたしますので、ご安心下さい。

窓 口 及 び 担 当 者	利 用 時 間	電 話 番 号
かりゆしの郷苦情相談窓口 施設長：村井 牧子	9時00分～18時00分	0745（43）5625
（有）やまびこ苦情相談窓口 代表取締役：氏家 延子	月曜日～金曜日 9時00分～17時00分	0745（32）6825

- （1）事業者では、入居者や入居者代理人からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、「苦情等の取扱いに関する要綱」を定めています
- （2）検討結果等については、お申し出いただいた方のご要望、または必要性に応じて、適宜その内容をお伝えいたします（ただし、匿名の場合は除きます。）

- (3) お申し出いただいた苦情等については、所定の書式により記録・保管すると共に、内容によっては法令等の定めるところにより、行政等に報告する場合があります。

<その他の苦情相談窓口>

窓 口	利 用 時 間	電 話 番 号
上牧町役場 生き活き対策課	月曜日～金曜日 8時30分～17時30分	0745 (79) 2020
奈良県国民健康保険 団体連合会	月曜日～金曜日 9時00分～17時00分	0744 (29) 8311

※契約にかかる一切の紛争にかかる専属的合意管轄裁判所は、当事業所の所在地を管轄する裁判所とすることとします。

29. その他の留意事項

(1) 食事の提供について

①食事は原則としてリビングルームにて提供いたします。

②食事は、下記時間を目安に提供いたします。

朝：8時00分～ 昼：12時00分～ 夕：17時30分～

(2) 所持品・備品等について

①家具や衣類の持ち込みは居室に収まる程度でお持ちください。

②季節ごとの衣類の入れ替えは入居者又は入居者代理人でお願いします。

③全ての所持品には、事前にお名前の記入をお願いします。

(3) 施設内での宗教活動・政治活動はご遠慮ください。

(4) ペットの持ち込みはご遠慮ください。

(5) 食べ物の持込みについて

①衛生管理上、食べ物の持ち込みについては面会時、持ち込み者の目前で完食できる量でお願いします。

②生ものの持込みについても同様に面会時持ち込み者の目前で完食できる量に限り、またごみについては入居者の安全を守るため、必ずお持ち帰りください。

(6) 入居者によりよい共同生活を提供していくために、入居者の介護度の変化やその他の必要性を考慮し、居室の移動を求めることがあります。なお、居室移動については移動の目的や理由、移動予定日、移動方法など説明を行うこととします。

(7) 入居者または入居者代理人については、サービスを受けるにあたり相当の権利を有し、また、相当の協力義務を負うものとします。

(8) 居室の模様替えや造作については、予めその内容を事業者に届け出て承認を得なければならないものとし、その造作模様替えに要する費用及び労力または契約終了時の原状回復費用は入居者及び入居者代理人の負担とします。

(9) 緊急時や災害時の安全性を担保する点から、事業者の承諾なく、居室に鍵を取り付けたり付け加えたりすることは出来ません。

(10) 禁止事項について

皆様に安心して暮していただくために、入居者等への営利行為・宗教勧誘・特定の政治活動は禁止させていただきます。

附 則

- 1 平成27年 4月 1日制定、同日より施行
- 2 平成28年 9月 1日改定、同日より施行
- 3 平成29年10月 1日改定、同日より施行
- 4 平成30年11月 1日改定、同日より施行
- 5 平成31年 3月27日改定、同日より施行
- 6 令和 3年 1月 1日改定、同日より施行
- 7 令和 3年 5月 1日改定、同日より施行
- 8 令和 4年 3月 1日改定、同日より施行
- 9 令和 4年 6月 1日改定、同日より施行
- 10 令和 5年 7月31日改定、同日より施行
- 11 令和 6年 4月 1日改定、同日より施行

重要事項の説明に関する確認書兼サービス提供開始に関する同意書

事業者は本重要事項説明書に基づき、事業所で提供されるサービスの内容及び費用、その他、入居者がサービスを選択するうえで資すると認められる重要事項に関する説明を行うとともに、本重要事項説明書を交付しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 奈良県北葛城郡上牧町下牧1丁目2番25号

事業者名 有限会社やまびこ

代表者名 代表取締役 氏家 延子 印

事業所 所在地 奈良県北葛城郡上牧町下牧1丁目980-6

事業所名 グループホーム かりゆしの郷

説 明 者 印

私は、本重要事項説明書の交付を受け、またこれに基づき、上記説明者より当事業所で提供されるサービスの内容及び費用、その他、私がサービスを選択するうえで資すると認められる重要事項に関する説明を受け、サービスの提供を受けることに同意いたします。

令和 年 月 日

入居者 住 所

氏 名 _____ 印 _____

なお、住所・氏名欄の記載及び押印について、以下のものが、

- ☐ 入居者の意思を確認のうえ、代行しました。
- ☐ 立ち会いました。

代理人 住 所

(身元引受人)

氏 名

入居者との続柄・関係